

令和6年8月9日

各 位

富山労働局
雇用環境・均等室長

キャリアアップ助成金及び育児・介護休業法等に係る周知について（依頼）

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府におきましては、持続的な成長を可能とする経済構造を構築する観点から「成長と分配の好循環」等の実現を目指すこととしています。

このような状況の中、中小企業・小規模事業者も含め賃上げしやすい環境の整備に取り組むとともに、フルタイム労働者だけでなく、短時間労働者にもこのような賃上げの流れを波及させていくためには、本人の希望に応じた働き方ができる環境作りが重要です。

このため、本年10月には51人以上の企業への社会保険の適用拡大を控えていること、加えて、最低賃金の引き上げが予定されることから、キャリアアップ助成金及び業務改善助成金による支援を行っているところです。

また、男女ともに、育児休業を取得促進のため、体制整備を行う中小企業に対して両立支援等助成金による支援を行っているところです。

さらに、来年4月には、育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正され、テレワーク等柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務になります。

つきましては、この趣旨を御理解いただき、別添リーフレットによる下記助成金等の周知にご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 キャリアアップ助成金
- 2 業務改善助成金
- 3 両立支援等助成金
- 4 改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法
- 5 フリーランス・事業者間取引適正化等法

事業主の皆様へ

～富山労働局からのお知らせ～

キャリアアップ助成金

2024年10月の社会保険の適用拡大に伴い、年収の壁対策として労働者1人につき**最大50万円**助成します！



お問い合わせ先 富山労働局助成金センター 076-432-9172

業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合、費用の一部を助成します！



お問い合わせ先 雇用環境・均等室 助成金係 076-432-2728

両立支援等助成金

育児休業や短時間勤務の利用期間中の業務代替を支援します
～「育休中等業務代替支援コース」を新設～



お問い合わせ先 雇用環境・均等室 助成金係 076-432-2728

2025年4月施行

育児・介護休業法、
次世代育成支援対策推進法が改正されます



お問い合わせ先 雇用環境・均等室 076-432-2740

2024年11月施行

フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート！
「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が施行されます。



お問い合わせ先 雇用環境・均等室 076-432-2740

詳細な内容について、QRコードから厚生労働省ホームページをご確認いただけます。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

富山労働局